

## 菊池医療刑務所を人権擁護の砦に！

ひばりヶ丘福音教会牧師 坂本克明

### 〈1〉 菊池恵楓園に昭和 36 年〈1961〉4 月に訪問した。

入り口で署名、訪問先を書き入園した。道の辻で鳴る盲導ベルを聞きながら、訪問先に行った。案内されるまま、本館に入ると、診察室の前の廊下に、3 段の棚がありホルマリン漬けの検体がずらりと並べてあった。

中には「胎児」「胃、腸、肺」などの内臓、又「手足」などがあつた。私はぎょっとしたが、気を取り直して、数えてみるとおよそ 100 位あつたろうか。

これは大変な人権侵害だし、死者に対する冒瀆である。

私は高校 1 年となった昭和 23 年（旧制中から切り替わった）4 月から憲法とゆう授業が始まり、『新しい憲法のはなし』とゆう、教科書で学んだ。

そこで「主権在民』『戦争放棄』『基本的人権の尊重』の 3 原則を学んだ。

しかし授業の中では、主権在民と人権尊重——特に『自由』とゆうことが強調された。信教の自由、思想の自由、結社の自由、結婚の自由、職業選択の自由などであつた。しかし実際生活における問題提起は無く、知識で終わったのであつた。

この頃国鉄八高線（埼玉）の通勤電車が転覆、184 人の死亡事故があつたが、責任追求の声は弱かつた。

昭和 20 年代、30 年代はこうゆう背景の中で、ハンセン病問題も扱われてきたのである。

### 〈2〉 当時先輩が『ハンセン病療養所は治外法権ばい』と云つた言葉を思い出す。

昭和 28 年（1953）菊池医療刑務所が発足した。この年は力道山が空手チョップで活躍し、ヒラリーとテンシンの英国登山隊がエベレスト登頂に成功した年である。私は学生であつたが、刑務所完成の意義を講演会で聞かされた。

それは次のようなものであつた。

- 1、戦後軽症患者は外出を認めているが、賭博、窃盗などで検挙されるものがある。
- 2、婦女暴行やいたずらが多い、
- 3、刑務所のあることが、犯罪者に対し威嚇的效果があること

そこには患者の更生、治療などの言葉は無かつた。

昭和 36 年（1961）6 月、私は熊本聖書教会牧師のかたわら、教戒師として菊池医療刑務所を訪問した。

それまで私は、熊本、福岡（死刑囚棟）大分、宮崎、鹿児島、諫早、城野（医療刑務所 小倉）を訪問し刑務所には慣れてつもりだつた、行って見て驚いた。鼻を突く消毒薬の匂い、白衣、長靴姿の看守たち、私にも白衣をきることを求められたが、それは断つた。

そして集会室で 50 名あまりの収容者に話をしたのである。  
 こうして毎月 1 回、収容者全員に「聖書の話」をすることとなり、毎月通った。  
 この刑務所は他の刑務所とは、本当に違っていた。  
 あるとき刑務所に着いたとき、容疑者が送られてきた。  
 門の横に風呂場があり、まず風呂に行って体を洗わなければならない。  
 その間に着てきた衣服、靴すべて焼却されるのである。  
 門の裏に焼却炉があった。  
 新憲法は基本的人権の尊重をうたっているが、それは別世界の話である。  
 当時九州内の、ハンセン病患者も犯罪容疑者も、船で三角港まで送られる  
 ことが多かった。 三角の国立戸馳療養所に、恵楓園の船が繋留してあり  
 船で三角に運び、三角から三角線の列車に車掌室付きの貨車をつなぎ、それに  
 患者を乗せて運んだ。私は、昭和 32 年から 42 年まで、月 1 回戸馳療養所で  
 聖書の勉強会をしていたが、患者さんが送られてくる寂しい風景に何回もで  
 あったものである。

- 〈3〉 36 年 6 月から毎月刑務所に行き、50 人あまりの収容者に話をしていたが  
 ある日、其の内の 30 人くらいは、受刑者で無く未決でもなく、懲戒の意味で  
 収容されていることを知り、驚いたのである。  
 そして看守の一人に聞くと「どうせあやっどんな 非人だけん」といわれたのである。  
 これほど侮蔑したことばがあろうか。 刑務所だけではない。恵楓園も同じ  
 言葉を聞いたのである。 ハンセン病患者救済の始まりは、浮浪の患者救済から  
 始まったのであるが、そういう状態であればこそ救済しなければならないのに、  
 「どうせ 非人」とはなんとゆう言葉であろう。  
 非人なら、墮胎手術も不妊手術も、衣服の焼却も簡単な出張裁判も、何をやっても  
 かまわないとゆう意識が当局の中にあっただのではなかろうか。  
 藤本松夫さんの裁判の書記官だった人が、死刑から 1 2 年後に私に語った言葉  
 裁判官も検察官も、国選弁護人も書記官も、「ボロ雑巾のように藤本松夫を捨てた」  
 とゆう告白も同じである。 『どうせ非人だから』捨てられたのである。

では実際に刑務所には何人収容されたのであろうか。  
 医療刑務所の元所長吉永 亨氏が『矯正医学 44 年 5 月号』に書いた報告によると  
 受刑者は次のとおりである。

昭和 28 年 (1953)	20 人	29 年 (1954)	25 人	30 年 (1955)	29 人
31 年	15 人	32 年	17 人	33 年	25 人
34 年	13 人	35 年	16 人	36 年	14 人
37 年	11 人	38 年	9 人	39 年	9 人
40 年	7 人	41 年	6 人	42 年	5 人

43年 5人

とゆうことになっている。そして未決囚は大体5人であった。

吉永氏は、軽犯罪者を又常習者を拘束したことは全くふれていない。

しかし実際には30年代、30人位収容していたのである。

これはとんでもないことである。「どうせ非人だけん、」どんなことも許されたのであろうか。

- 〈4〉 私が36年6月から刑務所に行き始めると、所長の要請により毎月集会のあとで藤本松夫さんと1時間個人面接をすることになった。
- 刑務官は立ち会わないので、自由にとゆうことだった。
- 本人はよく聖書を読んでいたし、落ち着いた雰囲気だった。ただ自分の犯行で無いことを強く主張していた。
- 私は、僅か5回の出張裁判で死刑が確定したことなどから犯行には疑念をもっていた。祖父が大津町の町長代行をしていたころ、連合軍の命令で日本の警察が自治体警察と国家警察に分けられ、田舎を担当する国家警察のあまりの弱体化を嘆き田舎に逃げたら、殺人も何もかも犯人は捕まらん といっていたのを思うのである。事実戦後の冤罪事件のほとんどが、国家警察所管の場所ではないか。
- ところが37年9月14日、藤本松夫さんは突然福岡刑務所に送られ、死刑が執行されてしまったのである。それは異例のやり方であった。
- 本人に対する前日の宣告、教戒師の面会、そして執行の立会いもなかった。
- 私は翌日執行を知り絶句した。ひどいものである。
- 私は刑務当局のやり方に腹を立て、しばらく刑務所に行かなかった。

それから10年、免田 栄さんが無罪の判決を受けたとき、大きなショックをうけたのである。免田さんとほぼ同じころ再審の申し立てをし、藤本さんは却下、死刑執行である。これは許せない。そう思っていたとき、市内の保護司の方々話しせよと頼まれ藤本事件について話した。このことが元書記官との面会となり『ボロ雑巾のように捨てた』とゆう告白となるのである。

そして映画「新あつい壁」の製作となっていった。

最後に皆さんにお願いしたいことがある。どうか藤本松夫さんの再審に力とかけさせていただきたい とゆうことである。

死後再審の請求は家族のみしかできない。しかし娘さんは願っているが、他の人が反対している。なくなった松夫さんの名誉のためにも、再審無罪を勝ち取ることこそ最大の供養と思うのである。このためお互いに努力してゆこうではありませんか。

〈菊池医療刑務所の最初の建物の図面をよく見てください。多くの問題のある建物でありました〉